

少年法等の一部を改正する法律による改正後の少年法等の規定の施行状況に関する報告

平成十三年四月 一日から

平成十八年三月三十一日まで

平成十八年六月

少年法等の一部を改正する法律による改正後の少年法等の規定の施行状況に関する報告

少年法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四百二十二号。以下「改正法」という。）附則第三条の規定に基づき、同法の施行日である平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間における同法による改正後の規定の施行の状況を左記のとおり報告します。

## 記

### 一 少年事件の処分等の在り方の見直し

#### 1 年齢区分の見直し

##### （一） 検察官への送致が可能な年齢制限の撤廃（少年法第二十条第一項）

少年法第二十条第一項が改められたことにより、検察官への送致が可能な年齢の制限（十六歳以上）が撤廃され、十四歳又は十五歳の少年についても、家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならないものとされた。

平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に家庭裁判所が十四歳又は十五歳の少年に

ついて検察官に送致した事件の人員は五人であり、その内容等は表一のとおりである。

(表一) 検察官に送致された十四歳又は十五歳の少年の事件の内容等

検察官送致決定時の年齢	罪名	刑事裁判の結果等
十五歳	傷害致死	少年法第五十五条による移送後、家庭裁判所において少年院送致決定
十五歳	傷害致死	少年法第五十五条による移送後、家庭裁判所において少年院送致決定
十五歳	強盗強姦等	懲役三年六月以上六年以下
十五歳	道路交通法違反	罰金
十五歳	道路交通法違反	罰金
十五歳	道路交通法違反	罰金

(二) 少年院における懲役又は禁錮の執行 (少年法第五十六条第三項)

少年法第五十六条第三項が新設され、懲役又は禁錮の言渡しを受けた十六歳に満たない少年に対しては、十六歳に達するまでの間、少年院において、その刑を執行することができるものとされた。

平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年で、判決宣告時に十六歳に満たないものではなく、少年院においてその刑の執行を受けた者はない。

## 2 凶悪重大犯罪を犯した少年に対する処分の在り方の見直し

(一) 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件の検察官への送致（少年法第二十条第二項）

少年法第二十条第二項が新設され、家庭裁判所は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき十六歳以上の少年に係るものについては、事件を検察官に送致する旨の決定をしなければならないが、調査の結果、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでないものとされた。

平成十三年四月一日以後に行われた故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき十六歳以上の少年に係るもの（同法第五十五条による移送により家庭裁判所に係属した事件を除く。）について、同日から平成十八年三月三十一日までの間に家庭裁判所が終局決定をした事件の罪名及び審判の結果ごとの人員は表二のとおりであり、検察官に送致する旨の決定を受けた人員は二百十六人である。なお、このうち、「検察官送致」は、いずれも同法第二十条第二項によるものであり、本人が二十歳以上であることが判明したことを理由とするものではない。

(表二) いわゆる原則逆送対象事件の家庭裁判所における終局決定の状況

罪名	合計	検察官送致					
		その他 (保護処分等)	少年院送致	児童自立支援施設等送致	保護観察	不処分	
殺人	七十七人	四十四人 (五十七・一%)	三十三人 (四十二・九%)	三十人 (三十九・〇%)	〇人 (〇・〇%)	三人 (三・九%)	〇人 (〇・〇%)
傷害致死	百九十人	百八人 (五十六・八%)	八十二人 (四十三・二%)	六十一人 (三十二・一%)	〇人 (〇・〇%)	二十人 (十・五%)	一人 (〇・五%)
強盗殺人、強盗致死	五十人	三十七人 (七十四・〇%)	十三人 (二十六・〇%)	十三人 (二六・〇%)	〇人 (〇・〇%)	〇人 (〇・〇%)	〇人 (〇・〇%)
危険運転致死	二十九人	二十七人 (九十三・一%)	二人 (六・九%)	二人 (六・九%)	〇人 (〇・〇%)	〇人 (〇・〇%)	〇人 (〇・〇%)
保護責任者遺棄致死	三人	〇人 (〇・〇%)	三人 (百・〇%)	一人 (三十三・三%)	〇人 (〇・〇%)	二人 (六十六・七%)	〇人 (〇・〇%)
合計	三百四十九人	二百十六人 (六十一・九%)	百三十三人 (三十八・一%)	百七人 (三十七・七%)	〇人 (〇・〇%)	二十五人 (七・二%)	一人 (〇・三%)

改正法施行前五年間（平成八年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間）に、これらの罪を犯すとき十六歳以上の少年に係る事件に対し家庭裁判所が終局決定をしたものうち検察官送致決定がされた割合は、殺人（殺人未遂を含む。）は二十五・一パーセント、傷害致死は九・四パーセント、強盗殺人及び強盗致死は五十六・四パーセントであり、これらの平均は十五・九パーセントであった。

危険運転致死及び保護責任者遺棄致死に関する統計はない。

同法第二十条第二項により検察官に送致された事件について平成十八年三月三十一日までに刑事裁判が確定したものの罪名及び裁判結果ごとの人員は表三のとおりである。

(表三) いわゆる原則逆送対象事件であつて検察官送致決定がされたものの刑事裁判の結果

合計	致死	危険運転	強盗致死	強盗殺人、 強盗致死	傷害致死	殺 人	合計		懲役		無期	
							懲役	無期	懲役	無期		
百九十五人	二十七人	三十二人	百三人	三十三人	〇人	〇人	八人	〇人	八人	〇人	〇人	〇人
三人	五人	十四人	七人	十八人	十四人	一人	三人	二人	九人	三人	一人	一人
一人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	一人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
十六人	〇人	七人	二人	四人	三人	七人	八人	一人	〇人	〇人	〇人	〇人
十六人	一人	〇人	四人	九人	二人	三人	十六人	五人	〇人	〇人	〇人	〇人
十二人	八人	〇人	三人	三人	一人	一人	十二人	八人	〇人	〇人	〇人	〇人
六人	三人	〇人	二人	二人	一人	一人	六人	三人	〇人	〇人	〇人	〇人
二人	一人	〇人	一人	一人	〇人	〇人	二人	一人	〇人	〇人	〇人	〇人
二人	十三人	十五人	七十五人	十九人	十九人	十九人	二人	十三人	十五人	七十五人	十九人	十九人
五人	七人	十五人	五人	二十人	十八人	一人	五人	七人	十五人	五人	二十人	十八人
二人	五人	〇人	六人	四十人	一人	〇人	二人	五人	〇人	六人	四十人	一人
五人	一人	〇人	四人	四人	〇人	〇人	五人	一人	〇人	四人	四人	〇人
三人	七人	十五人	三人	二十人	十八人	一人	三人	七人	十五人	三人	二十人	十八人
九人	六人	〇人	二人	五十人	一人	〇人	九人	六人	〇人	二人	五十人	一人
十一人	〇人	一人	十人	〇人	〇人	〇人	十一人	〇人	一人	十人	〇人	〇人
一人	〇人	一人	〇人	〇人	〇人	〇人	一人	〇人	一人	〇人	〇人	〇人

(二) 無期刑の緩和の制限（少年法第五十一条第二項）

改正前の少年法第五十一条において、罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、無期刑をもって処断すべきときは、十年以上十五年以下において、有期の懲役又は禁錮を科するものとされていたところ、改正法により、このような者に対しても、無期刑を科することができるものとされた。

平成十三年四月一日以後に罪が犯された事件について同日から平成十八年三月三十一日までの間に刑事裁判が確定した者のうち、罪を犯すとき十八歳に満たなかった者であつて、無期刑をもって処断すべき場合において、無期刑が科されたものは二人である。

(三) 死刑を無期刑に減輕された者の仮出獄可能期間の短縮の制限（少年法第五十八条第二項）

成人に対する無期刑については十年を経過した後仮に出獄することができるものとされているところ、少年法第五十八条第一項第一号は、少年のとき無期刑の言渡しを受けた者には七年を経過した後仮出獄を許すことができるとしている。改正法により、少年法第五十八条第二項が新設され、同法第五十一条第一項の規定（十八歳未満の少年について死刑をもって処断すべきときは無期刑を科する。）により無期刑の言渡しを受けた者については、同法第五十八条第一項第一号の規定を適用しないものとされ、この

場合、成人と同じ扱いを受けることとなった。

平成十三年四月一日以後に罪が犯された事件について同日から平成十八年三月三十一日までの間に刑事裁判が確定した者のうち、改正後の同法第五十一条第一項により無期刑を科された者はなく、これについて仮出獄が許された例はない。

### 3 保護者に対する措置（少年法第二十五条の二）

少年法第二十五条の二が新設され、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、保護者に対し、少年の監護に関する責任を自覚させ、その非行を防止するため、調査又は審判において、自ら訓戒、指導その他の適当な措置をとり、又は家庭裁判所調査官に命じてこれらの措置をとらせることができるものとされた。

家庭裁判所においては、例えば、①家庭裁判所調査官が保護者に対する調査面接の中で、保護者の責任等を分かりやすく整理したシートを活用して、養育態度の見直しや被害弁償を促すなどの指導を行う、②交通違反や薬物乱用の少年を対象とした講習を保護者にも受講させる、③社会奉仕活動に少年及び保護者を参加させてその関係改善の契機とする、④保護者会を実施して保護者の感情や経験を語り合う場を設けて少年に対する指導力を高めさせる、⑤保護者にも犯罪被害者の体験談を聞かせて被害者の痛み

を理解させる等して、保護者が主体的に養育態度を考え直し監護についての責任を自覚するための働き掛けが行われている。

## 二 少年審判の事実認定手続の適正化

### 1 裁定合議制度の導入（裁判所法第三十一条の四第二項）

家庭裁判所は、審判を行うときは、一人の裁判官でその事件を取り扱うものとされていたところ、改正法により、裁判所法第三十一条の四が改められ、合議体で審判又は審理及び裁判をする旨の決定（以下「裁定合議決定」という。）を合議体とした事件等は、裁判官の合議体でこれを取り扱うものとされた。

平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に少年の保護事件について家庭裁判所の終局決定がされた少年のうち、裁定合議決定がされた人員は百七十人であり、その家庭裁判所への送致に係る罪名別の人員は表四のとおりである。また、少年法第二十七条の二による保護処分取消事件に係る一人及び少年院法第十一条第二項による少年院への収容継続申請事件に係る一人について合議体で審判をする旨の決定が合議体でされた。

(表四) 家庭裁判所において裁定合議決定がされた保護事件の罪名別人員

傷害致死	五十三人	道路交通法違反	四人	危険運転致死	一人
殺人	二十八人	業務上過失致死	三人	重過失致死	一人
強盗致死	十八人	恐喝	三人	逮捕監禁	一人
殺人未遂	十一人	業務上過失傷害	二人	監禁致死	一人
傷害	八人	強盗殺人未遂	二人	わいせつ目的誘拐	一人
強姦致傷	六人	爆発物取締罰則違反	二人	迷惑防止条例違反	一人
強姦	五人	非現住建造物等放火	一人	ぐ犯	一人
窃盗	五人	建造物等以外放火	一人		
強盗致傷	五人	強制わいせつ	一人		
現住建造物等放火	四人	強制わいせつ致傷	一人	合計	百七十人

2 検察官及び弁護士である付添人が関与した審理の導入 (少年法第二十二條の二、第二十二條の三)

(一) 少年法第二十二條の二が新設され、家庭裁判所は、同法第三條第一項第一号に掲げる少年 (以下「犯罪少年」という。) に係る事件であつて、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪又は死刑若しくは無期若しくは短期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪のものにおいて、その非行事実を認定するための審判の手續に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもつて、審判に検察官を出席させることができるものとされた。

同法第二十二條の二第一項に規定する事件 (改正法施行の際現に裁判所に係属していた事件を除く。)

について平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に家庭裁判所の終局決定がされた少年のうち同項により審判に検察官を出席させる旨の決定（以下「検察官関与決定」という。）がされた人員は九十七人であり、その家庭裁判所への送致に係る罪名別の人員は表五のとおりである。このうち送致に係る罪名が強姦である者一人及び強制わいせつ致傷である者一人については、抗告審においても検察官関与決定がされ、また、少年法第二十七条の二による保護処分取消事件に係る一人について検察官関与決定がされた。

（表五） 家庭裁判所において検察官関与決定がされた保護事件の罪名別人員

強姦	三十人	強姦致傷	四人	強姦	一人
傷害致死	二十三人	殺人未遂	四人	強盗殺人未遂	一人
強盗致傷	十二人	強制わいせつ致傷	二人		
殺人	十一人	現住建造物等放火	一人		
強盗致死	七人	監禁致死	一人	合計	九十七人

（二）平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に家庭裁判所で終局決定がされた少年のうち裁定合議決定及び検察官関与決定がされた人員は三十二人であり、その家庭裁判所への送致に係る罪名別の人員は表六のとおりである。

(表六) 家庭裁判所において裁定合議決定及び検察官関与決定がされた保護事件の罪名別人員

傷害致死	九人	強姦	四人	強制わいせつ致傷	一人
殺人	六人	強姦致傷	三人	監禁致死	一人
強盗致死	五人	強盗致傷	三人	合計	三十二人

(三) 少年法第二十二條の三が新設され、家庭裁判所は、検察官関与決定をした場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人を付さなければならぬものとされた。

家庭裁判所において検察官関与決定があつた九十七人のうち、同條第一項により家庭裁判所により弁護士である付添人を付された少年は二十五人である。

### 3 観護措置の期間の延長(少年法第十七條第三項、第四項、第九項)

(一) 家庭裁判所は、審判を行うため必要があると認めるときは、決定をもつて、少年を少年鑑別所に送致する措置(以下「観護措置」という。)をとることができるところ、改正前においては、少年鑑別所への収容の期間は、通じて四週間を超えることはできないものとされていた。改正法により、少年法第十七條第四項が新設される等され、犯罪少年に係る死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件でその非行事実の認定に関し証人尋問、鑑定若しくは検証を行うことを決定したもの又はこれを行ったものについて、少

年を収容しなければ審判に著しい支障が生じるおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合には、観護措置の期間の更新は、改正前の一回を超えて、更に二回を限度として、行うことができ（以下一回を超えてされる観護措置の期間の更新の決定を「特別更新決定」という。）、観護措置の期間は、通じて八週間を超えることができないものとされた。

平成十三年四月一日以後に家庭裁判所に係属した事件について同日から平成十八年三月三十一日までの間に終局決定のあった人員のうち特別更新決定がされたものは二百四十九人であり、これは、平成十三年四月一日以後に家庭裁判所に係属した事件について同日から平成十八年三月三十一日までの間に終局決定のあった人員のうち観護措置がとられたものの〇・二パーセントに当たる。特別更新決定がされた事件の観護措置の期間別の人員は表七のとおりである。なお、観護措置の期間が七週間を超えるものうち、観護措置を取り消した上で審判を継続したものが三人ある。

(表七) 特別更新決定がされた事件の観護措置の期間別終局人員

期 間	四週間を超えるもの	五週間を超えるもの	六週間を超えるもの	七週間を超えるもの	合 計
終局人員	四十六人	九十五人	四十七人	六十一人	二百四十九人

(二) 少年法第十七条の二が新設され、少年、その法定代理人又は付添人は、観護措置の決定又はその期間を更新する決定に対して、保護事件の係属する家庭裁判所に異議の申立てをすることができるものとされた。

平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、同条による異議申立てに対して決定がされた人員及びそのうち原決定を取り消す旨の決定がされた人員は表八のとおりである。

(表八) 観護措置の決定等に対する異議申立ての状況

決 定	観護措置の決定に 対する異議申立て	観護措置の期間を更新する決定に対する異議	合 計
	申立て	一回目 二回目 三回目	
原決定を取り消す旨の決定	五百二十四人	四十六人	五百七十八人
	三十九人	四十二人	四十一人
	二人	四人	
	二人	〇人	
		〇人	

4 検察官による抗告受理の申立て (少年法第三十二条の四)

(一) 改正前は、少年審判における家庭裁判所の終局決定に対して検察官が不服を申し立てることができな

かつたところ、改正法により、少年法第三十二条の四が新設され、検察官は、検察官関与決定がされた場合においては、保護処分が付さない決定又は保護処分の決定に対し、検察官関与決定があつた事件の非行事実の認定に関し、決定に影響を及ぼす法令の違反又は重大な事実の誤認があることを理由とするときに限り、高等裁判所に対し、二週間以内に、抗告審として事件を受理すべきことを申し立てることができ（以下この申立てを「抗告受理の申立て」という。）、高等裁判所は、抗告受理の申立てがされた場合において、抗告審として事件を受理するのを相当と認めるときは、これを受理することができるのとされた。

平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に検察官から抗告受理の申立てがされた人員は五人である。これらのいずれについても、高等裁判所において抗告を受理する旨の決定がされた。その抗告審の結果等は、表九のとおりである。

(表九) 抗告受理の申立てがされた事件の抗告審の結果等

罪名	原決定	抗告審の裁判	抗告審の理由の要旨
強姦	不処分（非行事実なし）	原決定取消し、差戻し	原決定には重大な事実の誤認がある。
強姦	強姦保護事件については不処分	原決定取消	原決定には重大な事実の誤認がある。

強姦未遂	(非行事実なし) その他の事件により保護観察 不処分 (非行事実なし)	し、差戻し	原決定には重大な事実の誤認がある。
強姦	強姦保護事件については不処分 (非行事実なし) その他の事件により少年院送致	抗告棄却	原決定には事実誤認があるが、本件強姦の事実が認められるとしても少年院送致が相当であると認められるから、原決定を取り消す必要性はない。
強制わいせつ致傷	不処分 (非行事実なし)	抗告棄却	原決定に事実の誤認があるとは認められない。

(二) 少年法第三十二条の五が新設され、抗告を受理する旨の決定があつた場合において、少年に弁護士で

ある付添人がないときは、抗告裁判所は、弁護士である付添人を付さなければならぬものとされた。

平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に検察官から抗告受理の申立てがされた者  
のうち、抗告を受理する旨の決定がされ、抗告裁判所が少年に弁護士である付添人を付した人員は一人  
である。

(三) 平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に検察官から抗告受理の申立てがされた者  
のうち、検察官の抗告受理の申立てが受理されたことによる抗告審の決定に対して少年法第三十五条に  
より少年、その法定代理人又は付添人からされた再抗告に対し決定がされた人員は三人であり、再抗告

審の結果は、いずれも再抗告棄却であった。

### 5 保護処分終了後における救済手続の整備（少年法第二十七条の二）

少年法第二十七条の二第二項が新設され、保護処分が終了した後においても、審判に付すべき事由の存在が認められないにもかかわらず保護処分をしたことを認め得る明らかな資料を新たに発見したときは、保護処分をした家庭裁判所は、本人が死亡した場合を除き、決定をもって、その保護処分を取り消さなければならぬものとされた。

平成十三年四月一日以後に終了した保護処分に関する同項に基づく保護処分取消事件について、同日から平成十八年三月三十一日までの間に家庭裁判所の終局決定がされた人員は三人であり、うち保護処分が取り消された人員は二人（一人は業務上過失傷害、一人は道路交通法違反）である。

### 三 被害者への配慮の充実

#### 1 被害者等による記録の閲覧及び謄写（少年法第五条の二）

少年法第五条の二が新設され、裁判所は、犯罪少年又は同法第三条第一項第二号に掲げる少年（以下「触法少年」という。）に係る保護事件について、審判開始の決定があった後、当該保護事件の被害者等（被

害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この項及び3において同じ。）又は被害者等から委託を受けた弁護士から、その保管する当該保護事件の記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合であつて、少年の健全な育成に対する影響、事件の性質、調査又は審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができるものとされた。

平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に同法第五条の二第一項に基づいて保護事件の記録の閲覧又は謄写を申し出た者は二千八百八十人であり、そのうち二千八百三十六人について閲覧又は謄写をさせることとされた。

## 2 被害者等の申出による意見の聴取（少年法第九条の二）

少年法第九条の二が新設され、家庭裁判所は、犯罪少年又は触法少年に係る事件の被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹から、被害に関する心情その他の事件に関する意見の陳述の申出があるときは、自らこれを聴取し、又は家庭裁判所調査

官に命じてこれを聴取させるものとされた。

平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に同条に基づいて意見の陳述の申出をした者は八百二十五人であり、そのうち七百九十一人から意見が聴取された。このうち、裁判所が審判期日において聴取したものは九十人、裁判所が審判期日外において聴取したものは三百六十二人、家庭裁判所調査官に命じて聴取させたものは三百三十九人である。

### 3 被害者等に対する審判結果等の通知（少年法第三十一条の二）

少年法第三十一条の二が新設され、家庭裁判所は、犯罪少年又は触法少年に係る事件を終局させる決定をした場合において、当該事件の被害者等から申出があるときは、その申出をした者に対し、少年及びその法定代理人の氏名及び住居、決定の年月日並びに主文及び理由の要旨を通知するものとされた。

平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に同条第一項に基づく申出をした者は三千百八十人であり、そのうち三千百五十三人に対し、同項に基づく通知がされた。